

第2編 地震災害対策編

—目次—

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	基本理念	1
第4節	市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1
第5節	本市の特質と既往の地震災害	2
第6節	地震被害想定調査における地域の危険性	3

第2章 地震災害予防計画

第1節	防災知識の普及	9
第2節	市民及び事業者等のとるべき措置	10
第3節	自主防災組織の育成	13
第4節	防災ボランティアの活動環境の整備	13
第5節	防災訓練の充実	13
第6節	防災体制の整備	13
第7節	通信施設災害予防	13
第8節	火災予防対策	13
第9節	水害予防	13
第10節	避難体制の整備	14
第11節	要配慮者の安全確保	14
第12節	緊急輸送体制の整備	14
第13節	医療体制の整備	14
第14節	健康管理活動体制の整備	14
第15節	こころのケア体制の整備	14
第16節	食料及び生活必需品の確保対策	14
第17節	積雪・寒冷対策	15
第18節	建築物等災害予防	17
第19節	公共施設災害予防	18
第20節	地盤災害予防	23

第3章 地震災害応急対策計画

第1節	初動体制の確立	25
第2節	地震情報の発表・伝達	26
第3節	災害情報の収集と伝達	28
第4節	通信手段の確保	28
第5節	県消防防災ヘリコプターの活用	28
第6節	災害広報	29
第7節	消防活動	29
第8節	自衛隊の災害派遣要請	31
第9節	避難誘導等	32

第10節	要配慮者の安全確保	37
第11節	災害医療及び救急医療	38
第12節	健康管理活動	41
第13節	救助・救急活動	42
第14節	水防活動	43
第15節	災害救助法の適用	43
第16節	交通確保対策	43
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	43
第18節	危険物の応急対策	44
第19節	ライフライン施設の応急対策	46
第20節	公共土木施設等の応急対策	46
第21節	給水活動	46
第22節	食料の供給	46
第23節	生活必需品の供給	46
第24節	障害物の除去	46
第25節	輸送手段の確保	46
第26節	こころのケア活動	47
第27節	防疫、保健衛生活動	47
第28節	ボランティア活動の支援	47
第29節	し尿、生活ごみ、がれき等の処理	47
第30節	住宅の応急対策	48
第31節	文教対策	50
第4章 復旧・復興計画		
第1節	公共施設災害の復旧	51
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	51
第3節	被災者への融資、支給	51
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	51
第5節	災害義援金及び義援物資の配分	51
第6節	復興計画	51
第5章 複合災害対策		
第1節	基本方針	53
第2節	災害予防対策	53
第3節	災害応急対策	53
第4節	災害復旧対策	53

第1章 総則

第1章 総則

節	細節	ページ
第1節 目的		1
第2節 計画の構成	※一般災害対策編参照	1
第3節 基本理念	※一般災害対策編参照	1
第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	※一般災害対策編参照	1
第5節 本市の特質と既往の地震災害		2
第6節 地震被害想定調査における地域の危険性	1 想定地震の設定 2 想定地震による被害想定結果 3 地震災害に備える対策	3 5 7

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震災害から、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

＜第1編 一般災害対策編 第1章 総則 第2節 計画の構成＞参照

第3節 基本理念

＜第1編 一般災害対策編 第1章 総則 第3節 基本理念＞参照

第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

＜第1編 一般災害対策編 第1章 総則 第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱＞参照

第5節 本市の特質と既往の地震災害

石川県は、有感地震の数が全国的にも少ない地域である。しかし、平均して30年に一度は被害地震が発生しており、記憶に新しいところでは、平成12年（2000年）の石川県西方沖地震（M6.2）や平成19年（2007年）の能登半島地震（M6.9）がある。能登半島地震では、本市も震度5弱を記録し、人的被害はなかったものの、家屋への被害がみられた。

また、本市の付近には、活断層の存在が確認されており、自然条件から津波や液状化の可能性も大きいことから、不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対策が必須である。

このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめとした耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど地震防災緊急事業五箇年計画と併せて今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

死者、負傷者、住家、非住家被害の市町別一覧表

(平成21年3月3日現在)

市 町	人的被害(人)			住家被害(棟)			非住家被害(棟)
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	
金 沢 市							16
七 尾 市		24	103	69	304	7,297	350
小 松 市							2
輪 島 市	1	46	69	513	1,086	9,988	2,899
珠 洲 市			3			685	23
加 賀 市						6	6
羽 咋 市			1	3	13	142	29
か ほ く 市				3	2	18	11
白 山 市						1	7
能 美 市							1
津 幡 町			1			2	1
志 賀 町		10	27	15	215	3,384	850
宝 達 志 水 町					3	26	1
中 能 登 町		3		3	7	1,959	15
穴 水 町		3	36	79	100	2,318	248
能 登 町		2	10	1	10	1,130	18
合 計	1	88	250	686	1,740	26,956	4,477

資料：平成19年能登半島地震災害記録誌（石川県）

第6節 地震被害想定調査における地域の危険性

市は、災害時における消火、救助などの各種災害対策を樹立するにあたり、県及び防災関連機関と協力して、必要な科学的調査研究を行い、災害対策の基礎資料を整備するものとする。

石川県は、平成7年度から3箇年計画で、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「地震被害想定調査」を実施した。市は、この調査の結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する必要がある。

1 想定地震の設定

県の実施した「地震被害想定調査」では、大聖寺、加賀平野、邑知潟、能登半島北方沖の4つの震源断層を想定した。地震の発生環境は、次の観点から整理した。

○過去に発生した地震の震源分布とその規模

○活断層の分布と活動度

○プレートテクトニクスや地質の大構造

各地震は、次のとおり、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定した。

設定した4つの震源断層は、冬季の夕刻に発生した場合を想定して、県内各地の地盤の揺れの大きさや液状化危険度及び各種の被害、影響を予測した。

(1) 大聖寺の地震

1930年(昭和5年)に発生した地震と剣ヶ岳断層を結んだ位置に想定震源断層を設定した。

この地域の地震活動は比較的活発で、1952年(昭和27年)には大聖寺沖でやや大きめの地震が発生している。

(2) 加賀平野の地震

森本断層と富樫断層を含む延長線に、想定震源断層を設定した。

(3) 邑知潟の地震

邑知潟北縁の断層を考慮し、羽咋・七尾を結んだ位置に、想定震源断層を設定した。この地域は、地質の大構造の変換点となっており、志賀町・富来町・七尾市(旧中島町)付近で被害地震が発生したことがある。

(4) 能登半島北方沖の地震

1993年(平成5年)能登半島沖地震及びその余震の震源は、北へ約60°の傾きを持った面上に分布する。1993年の地震の震央と1985年(昭和60年)の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。

想定地震の震源断層の位置及び想定地震の概要

(平成7～9年に実施した石川県地震被害想定調査による)



2 想定地震による被害想定結果

(1) 地震後の時期別の災害対策項目及び被災地域区分の目安

区分	大聖寺の地震	加賀平野の地震	邑知潟の地震	能登半島北方沖の地震	
災害の概要	加賀市を中心とし、加賀南部地域付近に影響を及ぼす局所的災害	加賀平野に広く影響を及ぼす広域災害である。特に、河北、金沢、加賀南部の各地域に大きな影響を及ぼし、隣接する加賀北部地域にも波及する。能登中部地域の一部でも注意を要する。	邑知潟を中心とし、能登中部地域と周辺地域の一部に大きな影響を及ぼす災害。	ごく局地的な災害で、災害度は低い。	
救命消火期	被災中心域	加賀市	[金沢市・河北地域] 金沢市、津幡町、かほく市 [加賀南部地域] 小松市、能美市、白山市	七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町	輪島市、珠洲市
	被災地周辺域	小松市、能美市、白山市	[金沢市・河北地域] 内灘町、かほく市 [加賀南部地域] 能美市、加賀市	輪島市、穴水町、能登町、七尾市、津幡町、かほく市、志賀町	能登町、穴水町
	注意地域		白山市、野々市市、川北町、中能登町	珠洲市、能登町、内灘町、金沢市	
生活支援期の問題点	加賀市・小松市で避難が問題となり、生活支障は加賀南部地域のみならず加賀平野の北部にまで広がる。	邑知潟より北側の地域と白山山麓を除いて避難や生活支障が問題となる。特に避難は重い課題となる。	能登中部地域で避難が大きな問題となり、河北地域の大半と能登北部地域の一部にも問題が波及する。生活支障は能登中部地域から周辺地域に広がるが、河北地域で重いことが注目される。	能登北部地域の一部と能登中部地域の一部で避難が問題となる。生活支障は能登半島から金沢市まで広がる。	
地域間の災害応援	地震後早い時期から金沢市方面の周辺市町により行われる必要がある。	この地震は広域にわたって甚大な災害をもたらすので、全国規模の災害応援が必要になる。	地震後早い時期から金沢市、小松市方面の市町などにより行われる必要がある。	地震後早い時期から金沢市方面の市町などにより行われる必要がある。	

(平成7～9年に実施した石川県地震被害想定調査による)

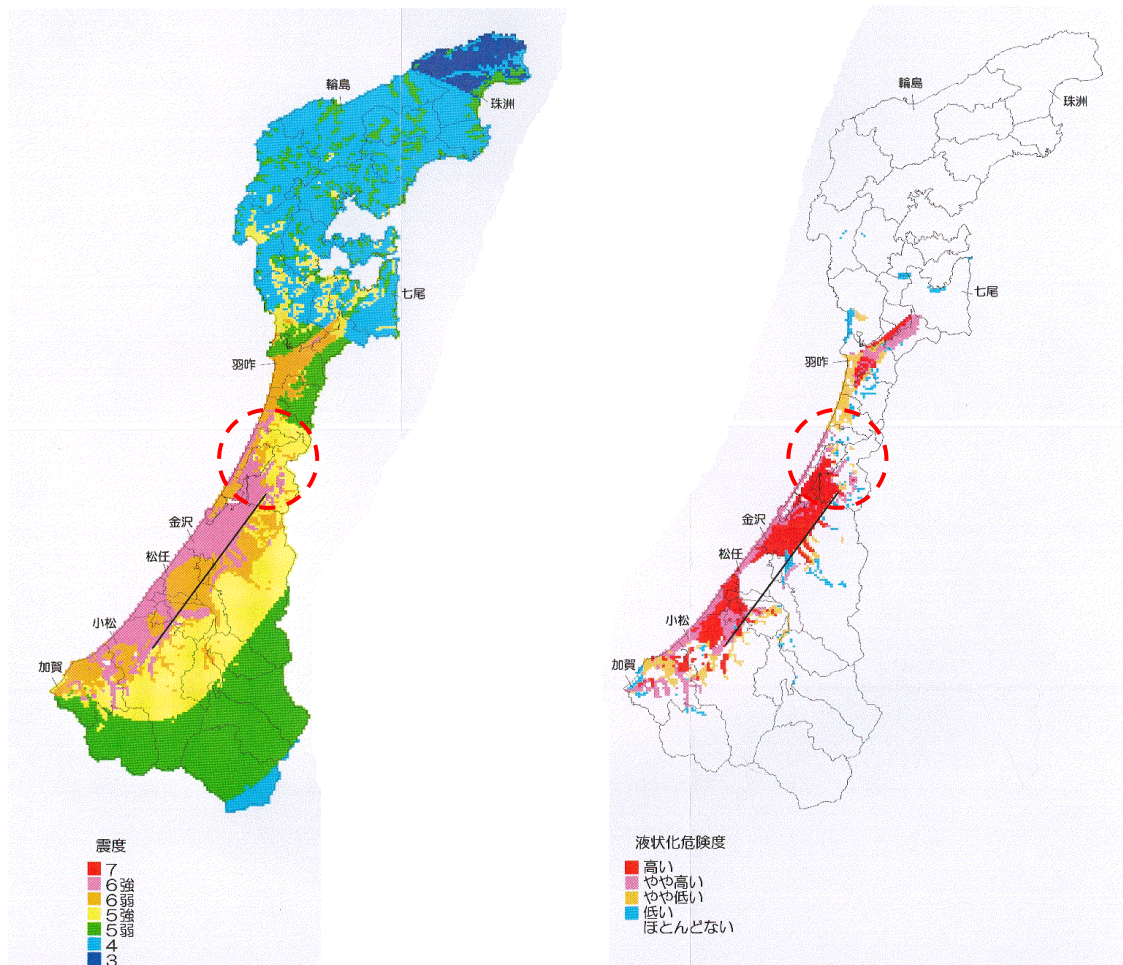
(2) 本市で予測される被害(市町別被害予測結果より抜粋)

想定地震	建物全壊		炎上 出火 件数	延焼 棟数	死者 数	負傷 者数	要救 出者 数	避難 者数	上水道配水管	
	棟	率 (%)							被害箇所	被害箇所 (km)
大聖寺の地震	1	0.0	0	0	4	7	0	33	110	1.3
加賀平野の地震	332	5.3	12	2	19	162	76	2,004	645	7.8
邑知潟の地震	58	1.0	3	0	25	128	41	1,011	557	6.8
能登半島北方沖 の地震	0	0.0	0	0	0	0	0	0	17	0.2

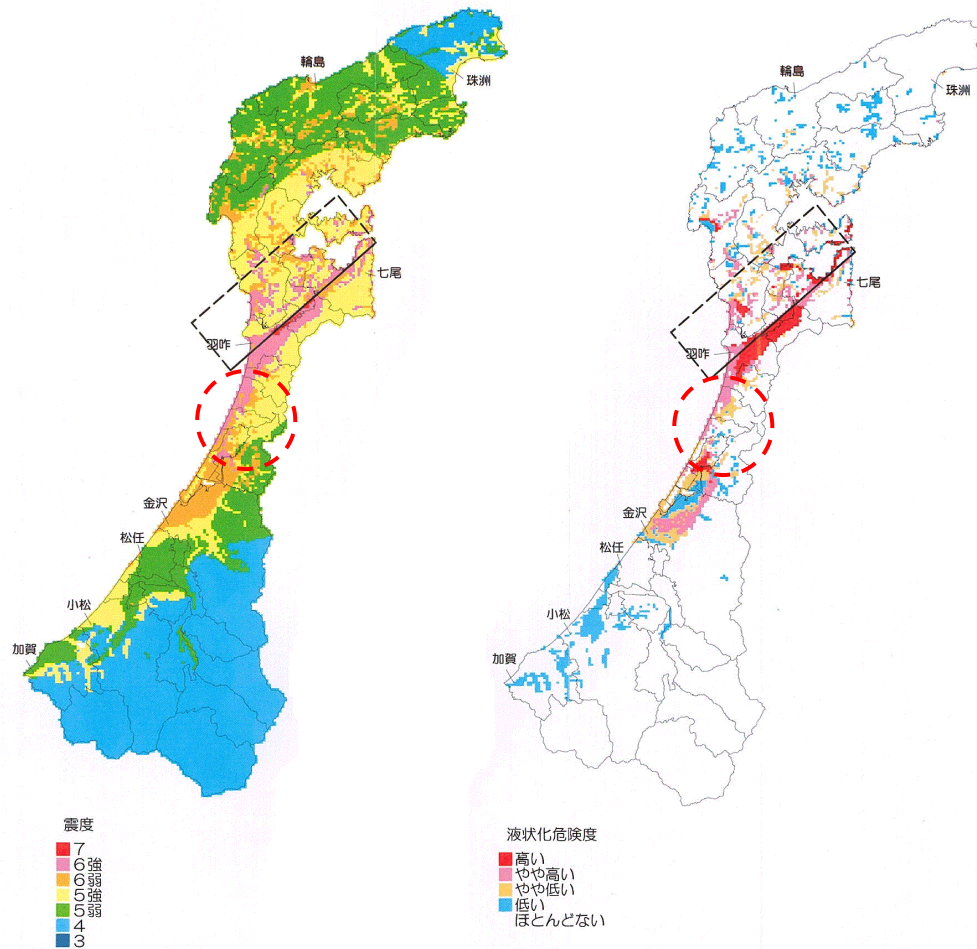
※「全壊」には、倒壊建物が含まれる。

(1) (2) の結果から、本市に被害を及ぼす想定地震としては、加賀平野の地震と邑知潟の地震の2つが考えられる。これらの地震が発生した場合の震度及び液状化危険度は次図のとおりである。

加賀平野の地震における震度と液状化危険度



邑知潟の地震における震度と液状化危険度



図から読み取れるように、いずれの想定地震の場合も、震度は市全域にわたって震度5強以上の揺れとなる。特に、住宅・工場・公共施設・主要交通網の集中する沿岸部において震度6強～6弱の強い揺れが予測されている。

また、液状化危険度は、いずれの想定地震の場合も海岸砂丘地がやや高い危険度を示している。市は、これらの結果を踏まえて、防災対策の強化を図る必要がある。

3 地震災害に備える対策

地震被害想定調査で用いた被害の予測式は、過去の地震被害の事例を基にして導き出した経験式であるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第1に地盤の揺れや液状化であり、第2にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。

地震によって生ずる被害をなくすことは現実には不可能であるが、被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくし、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。

その対策として、軟弱地盤の液状化対策により地盤の強度を増やすことや建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。

また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。さらに、重要なのはいかに早く初期消火を行うかであり、日ごろから、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

別表

気象庁震度階級解説表（抄）

計測震度	震度階級	人	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

第2章 地震災害予防計画

第2章 地震災害予防計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 防災知識の普及		全部局	9
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	1 市民のとるべき措置	防災環境対策課、消防署	10
	2 事業者等のとるべき措置		11
	3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進		12
第3節 自主防災組織の育成	※一般災害対策編参照		13
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	※一般災害対策編参照		13
第5節 防災訓練の充実	※一般災害対策編参照		13
第6節 防災体制の整備	※一般災害対策編参照		13
第7節 通信施設災害予防	※一般災害対策編参照		13
第8節 火災予防対策	※一般災害対策編参照		13
第9節 水害予防	※一般災害対策編参照		13
第10節 避難体制の整備	※一般災害対策編参照		14
第11節 要配慮者の安全確保	※一般災害対策編参照		14
第12節 緊急輸送体制の整備	※一般災害対策編参照		14
第13節 医療体制の整備	※一般災害対策編参照		14
第14節 健康管理活動体制の整備	※一般災害対策編参照		14
第15節 こころのケア体制の整備	※一般災害対策編参照		14
第16節 食料及び生活必需品の確保対策	※一般災害対策編参照		14
第17節 積雪・寒冷対策	1 積雪対策の推進	防災環境対策課、都市建設課	15
	2 交通の確保		15
	3 雪に強いまちづくりの推進		15
	4 寒冷対策の推進		16
第18節 建築物等災害予防	1 防災上重要な公共建築物等の災害予防	防災環境対策課、都市建設課	17
	2 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策		17
	3 家具等転倒防止対策		17
	4 落下物防止対策		17
	5 エレベーター閉じ込め防止対策		17

節	細節	担当課	ページ
第19節 公共施設災害予防	1 道路施設整備対策	都市建設課、産業振興課、上下水道課	18
	2 海岸、河川の整備対策		19
	3 公園、緑地等の整備対策		19
	4 上水道、下水道の整備対策		20
	5 農地、農業用施設整備対策		22
第20節 地盤災害予防	1 液状化災害に対する予防対策	防災環境対策課、都市建設課	23

第1節 防災知識の普及

地震災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った地震に強い市民の育成を行う。

なお、市は、防災関係機関と連携し、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

具体的な計画については、＜第1編一般災害対策編第2章第1節「防災知識の普及」＞に準ずる。

第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

1 市民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。

平常時の心得	○日ごろから出火の防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の保管場所への注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○消火用具を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等を備え、日ごろから点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○住宅の耐震性を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない ・窓ガラスやベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	○ブロック塀等の点検補修をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	○食料や非常持ち出し品など、次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品類 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の役割分担 ・避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法
	○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 ○地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。

(2) 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

地震発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○まず、わが身の安全を確保する。 ○すばやく火の始末（電気ブレーカーの遮断も） ○戸を開けて出口の確保 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○あわてて外に飛び出さないで、周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。 ○避難は歩いて、荷物は少なく。 ○狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりには近づかない。 ○山崩れ、がけ崩れに注意 ○正しい情報を聞く。 ○協力しあって応急救護
----------	--

2 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。 ○従業員、顧客及び周辺市民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
---------------	---

	○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
(2)	災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。
地震発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織及び自主防災組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。ただし、不特定多数のものを収容する大規模商業施設は、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 ○火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第3節 自主防災組織の育成＞参照

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備＞参照

第5節 防災訓練の充実

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 防災訓練の充実＞参照

第6節 防災体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 防災体制の整備＞参照

第7節 通信施設災害予防

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 通信施設災害予防＞参照

第8節 火災予防対策

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 消防力の充実、強化＞参照

第9節 水害予防

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 水害予防＞参照

第10節 避難体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第12節 避難体制の整備＞参照

第11節 要配慮者の安全確保

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 要配慮者の安全確保＞参照

第12節 緊急輸送体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第14節 緊急輸送体制の整備＞参照

第13節 医療体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第15節 医療体制の整備＞参照

第14節 健康管理活動体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第16節 健康管理活動体制の整備＞参照

第15節 こころのケア体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第17節 こころのケア体制の整備＞参照

第16節 食料及び生活必需品の確保対策

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第18節 食料及び生活必需品の確保対策＞参照

第17節 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生ずることが懸念される。このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減を図る。

1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

市は、県および防災関係機関と相互に協力して雪対策を確立し、雪害の防止を図る。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

地震発生時には、緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、市道及び有料道路の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の調達・配備に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。

(イ) なだれ等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、なだれ防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なまひにより、山間地では孤立する集落が発生することが予想される。市は、県及び防災関係機関と連携し、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準順守の指導等を行う。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

市は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等を確保する。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄を行う。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等を整備する。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄を行う。

また、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることや避難生活が長期化することなども予想されることから、被災者、避難者の長期的な生活の安定確保を図る。

第18節 建築物等災害予防

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震に多様な要素が複雑に絡みあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。このため、地震に強いまちづくりを行うにあたって、市は、「かほく市耐震改修促進計画」に定める目標の達成に向け、公共建築物、一般建築物の耐震化促進や不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

具体的な計画については、＜第1編一般災害対策編第2章第21節「建築物等災害予防」＞に準ずる。なお、建築物の耐震性確保及び地震災害時の安全確保のための対策については以下のとおりである。

1 防災上重要な公共建築物等の災害予防

地震対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等については、非構造部材を含む耐震対策等を推進するとともに、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備する。やむを得ず活断層直近に立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避するとともに、建物の構造の強化及び一層の耐震性、不燃性の確保などに努める。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図るとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

(2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

2 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導を行う。

3 家具等転倒防止対策

市は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、日ごろから市民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及、啓発を行う。

4 落下物防止対策

市は、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

5 エレベーター閉じ込め防止対策

市は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

第19節 公共施設災害予防

道路、海岸、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため市は、地震に強いまちづくりを行うにあたり、これら公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

1 道路施設整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、震災時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、市は、国、県と連携しながら代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が地震災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、地震災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

市は、県等の関係機関と連携し、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、地震により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

2 海岸、河川の整備対策

(1) 海岸の整備

- ア 背後地の市民を守るための海岸保全施設等を整備する。
- イ 緊急物資の集積及び市民の避難等のための広場等を整備する。

(2) 河川の整備

地震時における堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

3 公園、緑地等の整備対策

震災時においては、公園、緑地及び緑道等の果たす役割は、地震により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため市は、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、震災時における地域防災拠点施設の整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

震災時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、物流拠点施設、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

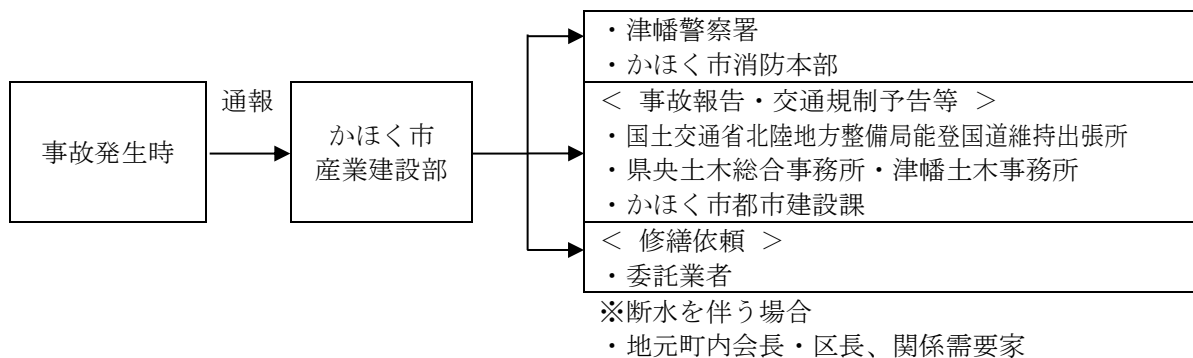
4 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

市は、上水道施設の整備を通して地震等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

上水道の緊急連絡体制



ア 体制の確立

市は、断水等水道被害に即応するため、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

市は、連絡体制を整えておく。

この場合、近隣市町への連絡以外に、(一社)日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

ウ 飲料水の確保

震災時においても飲料水を確保するため、市は平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の耐震化に努める。

(イ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等を確保する。

(ウ) 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、ポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備(備蓄)するとともに、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備を行う。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

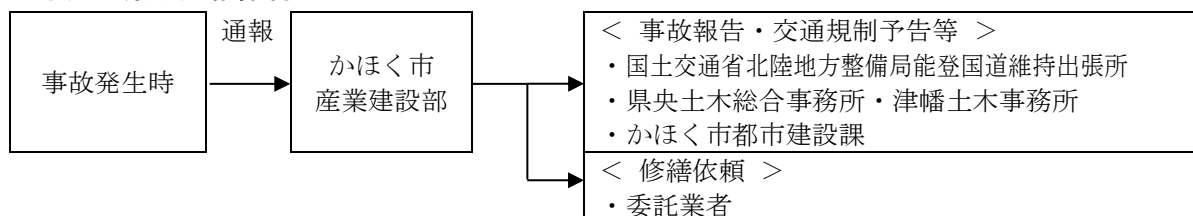
(エ) 自主防災組織及び市民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市は、下水道施設の耐震性の強化を図るとともに、地震等災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性を確保する。

下水道の緊急連絡体制



ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう耐震性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道施設耐震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

a 日ごろから設備の巡視、点検を行い安全を確保する。

b 日ごろから災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

a 初動時の要員確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

市は、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者幹旋体制の確保に努める。

5 農地、農業用施設整備対策

農地及びため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、市は、これらの施設の管理者に対して、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修または整備に努めるよう要請する。

また、市は、防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

第20節 地盤災害予防

市は、地震に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現状を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導する。

具体的な計画については、＜第1編一般災害対策編第2章第23節「地盤災害予防」＞に準ずる。
なお、液状化災害に対する予防対策については以下のとおりである。

1 液状化災害に対する予防対策

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。

本市は海岸に沿って広範囲に砂丘地帯があるため、震災時には液状化の危険性が懸念される。

このため市は、市民等に周知徹底を図るとともに、土木施設や建築物等については、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。

第3章 地震災害応急対策計画

第3章 地震災害応急対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 初動体制の確立	1 配備体制	全部局	25
	2 災害対策本部の設置場所		25
	3 自家発電装置の稼働		25
第2節 地震情報の発表・伝達	1 緊急地震速報（警報）の発表基準等	全部局	26
	2 地震に関する情報の種類と内容		27
	3 地震情報等の伝達		28
	4 地震に係る現場情報		28
第3節 災害情報の収集と伝達	※一般災害対策編参照		28
第4節 通信手段の確保	※一般災害対策編参照		28
第5節 県消防防災ヘリコプターの活用	※一般災害対策編参照		28
第6節 災害広報	1 住宅に関する各種調査等の情報提供		29
第7節 消防活動	1 初動の呼びかけ	総務課、防災環境対策課、消防署	29
	2 消防活動		29
	3 救助・救急活動		30
	4 消防団の活動		30
	5 応援要請		31
	6 惨事ストレス対策		31
第8節 自衛隊の災害派遣要請	※一般災害対策編参照		31
第9節 避難誘導等	1 避難の勧告又は指示の実施	総務課、企画情報課、防災環境対策課、健康福祉課、長寿介護課、学校教育課、生涯学習課、消防署	32
	2 避難の勧告又は指示の内容及びその周知		33
	3 警戒区域の設定		34
	4 警戒区域設定の周知等		34
	5 避難者の誘導		34
	6 避難所の開設及び運営		34
	7 広域避難対策		36
	8 帰宅困難者対策		37
	9 避難所外避難者対策		37
第10節 要配慮者の安全確保	※一般災害対策編参照		37

節	細節	担当課	ページ
第11節 災害医療及び救急医療	1 実施体制の確立	健康福祉課	38
	2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制		38
	3 救護所の設置		39
	4 医療救護班派遣要請		39
	5 災害時後方医療体制		40
	6 重病患者等の搬送体制		40
	7 医療品等の調達		40
	8 医療機関のライフラインの確保		41
	9 個別疾患対策		41
第12節 健康管理活動	※一般災害対策編参照		41
第13節 救助・救急活動	1 実施体制の確立	総務課、健康福祉課、消防署	42
	2 医療救護活動		42
	3 災害救助法による措置		43
	4 惨事ストレス対策		43
第14節 水防活動	※一般災害対策編参照		43
第15節 災害救助法の適用	※一般災害対策編参照		43
第16節 交通確保対策	※一般災害対策編参照		43
第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	※一般災害対策編参照		43
第18節 危険物の応急対策	1 火薬類	防災環境対策課、消防署	44
	2 高圧ガス		44
	3 石油類等		45
	4 毒物劇薬		45
	5 応急復旧の活動体制の確立		45
第19節 ライフライン施設の応急対策	※一般災害対策編参照		46
第20節 公共土木施設等の応急対策	※一般災害対策編参照		46
第21節 給水活動	※一般災害対策編参照		46
第22節 食料の供給	※一般災害対策編参照		46
第23節 生活必需品の供給	※一般災害対策編参照		46
第24節 障害物の除去	※一般災害対策編参照		46
第25節 輸送手段の確保	※一般災害対策編参照		46
第26節 こころのケア活動	※一般災害対策編参照		47
第27節 防疫、保健衛生活動	※一般災害対策編参照		47

節	細節	担当課	ページ
第28節 ボランティア活動の支援	※一般災害対策編参照		47
第29節 し尿、生活ごみ、がれき等の処理	※一般災害対策編参照		47
第30節 住宅の応急対策	1 実施体制の確立	総務課、防災環境対策課、市民生活課、都市建設課	48
	2 災害救助法による措置		49
	3 住宅確保等の方法の周知		49
	4 建築資材及び建築技術者の確保		50
	5 その他		50
第31節 文教対策	※一般災害対策編参照		50

第1節 初動体制の確立

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、地震災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、地震災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、広域応援体制を確立する。具体的な計画については、<第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」>に準ずる。

1 配備体制

地震発生時の配備体制については以下のとおりである。

配備体制及びその基準等

配備体制		基準	動員対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・市域に震度3の地震が発生したとき。	・災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (主な災害応急対策関係職員)
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・市域に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき。	・上記の配備を強化し、災害対策本部の設置に備える体制 (主な災害応急対策関係職員)
災害対策本部体制		<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき。 ・市域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市域に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 	・全職員(自主登庁)

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、301、302会議室とする。

3 自家発電装置の稼働

震災等により一般電源が寸断された場合、市役所本庁舎においては自家発電装置が自動的に稼働を開始する。連続稼働時間は2日間となっている。

第2節 地震情報の発表・伝達

市は、地震の発生時には、被害の軽減、拡大防止を図るため、地震情報を各機関との有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

なお、津波警報・注意報の発表時又津波災害の発生時の対応については、かほく市地域防災計画（津波災害対策編）第2章第2節「津波警報・注意報の発令」にて詳述する。

1 緊急地震速報（警報）の発表基準等

ア 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（※））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

金沢地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

また、市及び県は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

（※）緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	区域の名称	郡市町名
石川県	石川県能登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、羽咋郡 [志賀町、宝達志水町]、鹿島郡 [中能登町]、鳳珠郡 [穴水町、能登町]
	石川県加賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡 [川北町]、河北郡 [津幡町、内灘町]

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町の防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を通して住民に伝達される。

2 地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km分布図四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

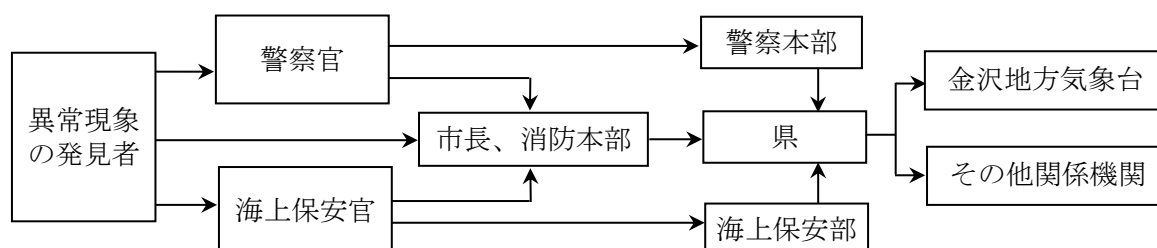
3 地震情報等の伝達

市は、市地域防災計画の定める方法により情報伝達を行う。その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

4 地震に係る現場情報

頻発地震、異常音響及び地変の発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。この場合において、市及び消防本部が受けたときは県へ、警察署及び海上保安本部が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台、その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



第3節 災害情報の収集と伝達

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報の収集・伝達>参照

第4節 通信手段の確保

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節 通信手段の確保>参照

第5節 県消防防災ヘリコプターの活用

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 県消防防災ヘリコプターの活用>参照

第6節 災害広報

地震発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市は、防災関係機関と連携し、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

具体的な計画については、＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節 災害広報＞に準ずる。

なお、その他の災害広報対策については以下のとおりである。

1 住宅に関する各種調査等の情報提供

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、県は、国とともに、市の活動の支援に努める。

第7節 消防活動

大地震発生時には、火災の多発により、市民の生命身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、市・消防職員はもとより市民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、市・消防機関は、関係機関と連携して市民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能を挙げてあたる。

1 初動の呼びかけ

市は、地震発生時には、地域住民に対して、住民、事業者挙げて出火防止に努めるとともに、万一、火災が発生した場合には、市民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火にあたるよう、呼びかける。

また、市は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときには、速やかに広報を行うとともにラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなどして、市民に対してガス栓の閉鎖、ブレーカー等の遮断等の出火防止措置、初期消火の徹底を呼びかける。

さらに、近隣における家屋の破損、倒壊等による閉じこめ、生き埋め等による被害者がいないかを確認し、必要に応じて救出にあたるように呼びかける。

2 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防本部、消防団は警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- ア 火災の状況
 - イ 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
 - ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
 - エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況
- (2) 行方不明者の把握
- 家屋破損、倒壊等による建物への閉じこめ、生き埋め者の有無を地域住民の協力を得て把握し、発見した場合には迅速に救出を行う。
- (3) 消防活動の留意事項
- 消防本部および消防団は災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。
- ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区を確保する。
 - イ 多数の火災が発生している地区は、市民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難経路の確保等市民の安全確保を最優先に活動を行う。
 - ウ 危険物の漏えいにより災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立ち入り禁止、避難誘導等の措置をとる。
 - エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。
 - オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携を図る。

3 救助・救急活動

市及び消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

4 消防団の活動

(1) 出火防止

出火防止のため市民への広報を行うとともに、出火時には市民と協力して初期消火に取り組む。

(2) 消火・救急活動

家屋破損、倒壊等による建物への閉じこめ、生き埋め者の有無を地域住民の協力を得て把握し、発見した場合には迅速に救出を行う。火災時には消防本部とともに消火活動を行う。

また、火災のおそれがないときには、救急救助活動を行う。

(3) 避難誘導

避難勧告・指示がなされたときには、市民に伝達するとともに、警察、自主防災組織等と連携して、避難誘導を行う。

5 応援要請

(1) 県内市町間の相互応援

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 市長は、災害が発生した場合に、市の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

(2) 県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長等が必要と判断した場合は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(3) 他県等への応援要請

ア 市長は、火災が発生し、被災者の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。＜応援協定締結状況は資料編2-3参照＞

イ 大規模火災により大規模な被害が発生し、市長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求めた場合、知事から消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果は直ちに市長に連絡される。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、県等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第8節 自衛隊の災害派遣要請

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 自衛隊の災害派遣要請＞
参照

第9節 避難誘導等

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖くずれ等の危険から市民の生命、身体の安全を確保するため、市長は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

1 避難の勧告又は指示の実施

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第60条）

ア 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 震災の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、本計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、市長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

市長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「屋内安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（市長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21号）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1) から (5) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 避難勧告等の発令方法

避難勧告等の発令に当たっては、市民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

2 避難の勧告又は指示の内容及びその周知

(1) 避難の勧告、指示の時期

市長が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりとする。

- ア 火災が拡大するおそれがあるとき。
- イ 河川堤防が破損するなど、洪水が生じるおそれがあるとき。
- ウ 余震等により地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき。
- エ 建物の倒壊等が予想されるとき。
- オ その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2) 避難の勧告又は指示の内容及びその周知

ア 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

- (ア) 避難の勧告又は指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- (イ) 避難対象地域
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- (カ) ガスの遮断など出火防止の措置
- (キ) 電気（配電盤）の遮断措置
- (ク) その他必要な事項

イ 市民への周知

市長は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

3 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

地震災害時、又は津波の発生により市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは、禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市長は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

5 避難者の誘導

避難者の誘導は、市の職員、警察官等が行うが、誘導にあたっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難に心がけ、避難経路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、自主防災組織、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

6 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

避難所の開設が必要な場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、津幡警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。

なお、震災の規模によっては避難が長期にわたることも考えられるため、避難所における生活環境維持、向上等に留意をする。〈避難所の位置について資料編6-1参照〉

なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。

ア 避難生活の対象者

- (ア) 住居等の被災者
- (イ) 避難勧告などの対象地域の居住者
- (ウ) 帰宅できない旅行者、迷い人等

イ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難所の名称
- (イ) 避難所開設の日時及び場所
- (ウ) 避難世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。）
- (エ) 開設期間の見込み
- (オ) 必要な救助・救援の内容

ウ 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(2) 避難所の運営

ア 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び地域住民、避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代表者を定め避難所の責任体制を明確にする。

ウ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安全化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防災組織に対しても協力を求め連携を図る。

オ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定を図る。

カ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(3) 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレなどを設置管理する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所での生活が要配慮者の生活に著しく障害になっている場合は、市は、適切な二次的避難所をあっせんするほか、必要に応じて旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

イ 市は、環境変化等から生じる避難市民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、市は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取に來ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(5) 二次避難支援の実施

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(6) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(7) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(8) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

7 広域避難対策

(1) 広域避難対策

ア 市は、被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 市は、県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、市はこれに協力する。

(2) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 避難経路の確保

被災者の避難・移送のための避難経路の確保が市のみでは困難な場合は、県を通じて自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保を要請する。

8 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、民間企業と協定を締結し協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、滞り場所の確保等の支援を行うとともに、滞り場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞り場所の運営に努める。

9 避難所外避難者対策

市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第10節 要配慮者の安全確保

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節 要配慮者の安全確保>
参照

第11節 災害医療及び救急医療

震災の発生時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

1 実施体制の確立

(1) 市

ア 市長は、郡市医師会及び市内医療機関<資料編7-1参照>等を通して、市内医療機関の状況を把握する。

イ 市長は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、郡市医師会及び市内医療機関<資料編7-1参照>等に医療救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。

ウ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

エ 患者等の搬送や医療品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施にあたり必要な設備の設置を講ずる。

(2) 県

保健福祉センター及び地域センターは、保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として、地域における保健衛生活動の総合的な調整を行うこととなっており、市は必要に応じて協力を要請する。

2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び医療機関等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

(2) 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(3) DMATの派遣

ア 県は、石川DMATが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川DMAT指定病院に対して石川DMATの出動を要請することとなっている。

イ 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。

ウ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。

石川DMATの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1

3 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、必要に応じて避難所、災害現場に近い公民館などの公共施設等に救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

4 医療救護班派遣要請

災害時における医療救護は、一義的には市が実施する。しかし市のみで対応できない場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

(1) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 重傷者の後方病院への搬送手続き
- エ 救護所における診療
- オ 避難所等の巡回診療
- カ 被災地の病院支援
- キ その他必要事項

(注) トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、重傷者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

(2) 災害拠点病院

次の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

種別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
	公立松任石川中央病院

(3) 情報の提供

市は、的確な医療救護活動のため、市内医療機関、救護所の被害状況等を県へ報告する。

5 災害時後方医療体制

医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害時拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。

6 重病患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送する場合、原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市が対応する。

なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、＜第1編一般災害対策編第3章第6節「県消防防災ヘリコプターの活用」及び第9節「自衛隊の災害派遣要請」＞に準ずる。

7 医療品等の調達

(1) 市は、医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、市内の関係業者から調達する＜資料編7-3参照＞

(2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接町長に対し調達あっせんを要請する。

8 医療機関のライフラインの確保

市は、電気、ガス、水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

9 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るとともに、水、医療品及び適切な食事の確保に努める。

また、市は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、必要に応じて県に支援要請し、透析医療の確保に努める。

第12節 健康管理活動

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 健康管理活動>参照

第13節 救助・救急活動

大規模な震災が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については、一刻も早い救出・救助活動が必要となる。このため市は、防災関係機関と相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、県や他の地方公共団体に応援を要請する。

1 実施体制の確立

(1) 市

ア 消防職（団）員等による救助隊を編成するとともに、警察と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動にあたる。

また、市民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県および他の市町に応援を要請する。

(2) 市民、自主防災組織、事務所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する。

近隣における家屋の破損、倒壊等による閉じ込め、生き埋め等による被害者がいないかを確認し、発見した場合には資材・人員等の許す限りにおいて救出にあたる。

2 医療救護活動

医療救護活動については、＜第1編一般災害対策編第3章第12節「災害医療及び救急医療」＞により実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、＜第1編一般災害対策編第3章第16節「災害救助法の適用」＞による。

4 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第7節「消防活動」6による。

第14節 水防活動

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 水防活動＞参照

第15節 災害救助法の適用

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節 災害救助法の適用＞参照

第16節 交通確保対策

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第17節 交通確保対策＞参照

第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬＞参照

第18節 危険物の応急対策

危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次被害を防止し、市民の安全確保、早期復旧が求められる。

市は、危険物施設の管理者及び販売事業者等の実施する以下の応急措置に協力し、被害の拡大を防止する。

1 火薬類

(1) 応急措置

- ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の防止のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。
- イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。
- ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。

(2) 応急復旧

- 盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令の定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

2 高圧ガス

(1) 応急措置

- ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。
- イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。
- ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまでの製造等を行わない。
- エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

(2) 応急復旧

- ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。
- イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

3 石油類等

(1) 応急措置

- ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。
- イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。
- ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。
- エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

(2) 応急復旧

- ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。
- イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

4 毒物劇薬

(1) 応急措置

- ア 保管庫等が被災した場合は、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。
- イ 運搬中に被災した場合は、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

5 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

第19節 ライフライン施設の応急対策

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節 ライフライン施設の応急対策＞参照

第20節 公共土木施設等の応急対策

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第20節 公共土木施設等の応急対策＞参照

第21節 給水活動

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節 給水活動＞参照

第22節 食料の供給

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節 食料の供給＞参照

第23節 生活必需品の供給

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 生活必需品の供給＞参照

第24節 障害物の除去

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節 障害物の除去＞参照

第25節 輸送手段の確保

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第25節 輸送手段の確保＞参照

第26節 こころのケア活動

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 こころのケア活動＞参照

第27節 防疫、保健衛生活動

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第27節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動＞参照

第28節 ボランティア活動の支援

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第28節 ボランティア活動の支援＞参照

第29節 し尿、生活ごみ、がれき等の処理

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第29節 し尿、生活ごみ、がれき等の処理＞参照

第30節 住宅の応急対策

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、被災者の住生活の安定を確保する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市はあらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

1 実施体制の確立

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

県は、県災害対策本部に支援本部を設置し、市町が行う応急危険度判定業務を支援する。

被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図る。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、また被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(5) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

2 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、＜第1編一般災害対策編第3章第16節「災害救助法の適用」＞による。

3 住宅確保等の方法の周知

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。市は、これらの内容を市民に広報し周知を図る。

対策種別及び順位		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借 用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- 3 「住宅の補修」のうち2の(1)の融資及び3の修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- 4 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

4 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、都市建設課が担当し、原則として競争入札による請負とする。
- (2) 建設資材の調達
応急仮設住宅の建築等に必要な建設資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。
- (3) 建築技術者の確保
応急仮設住宅の建築等に必要な建築技術者について、市内の建設関係業者と協議し、必要があると認めるときは、確保する。市内で確保できない場合は、知事にあっせんを要請する。

5 その他

- (1) 被災建築物応急危険度判定士等の損害補償等
県は、被災地での作業に危険が伴うことから、応援派遣の場合も含めて、万一の事態に備えた十分な補償制度を検討しておく。
- (2) 市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

第31節 文教対策

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第31節 文教対策>参照

第4章 復旧・復興計画

第4章 復旧・復興計画

節	細節	担当課	ページ
第1節	公共施設災害の復旧	※一般災害対策編参照	51
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	※一般災害対策編参照	51
第3節	被災者への融資、支給	※一般災害対策編参照	51
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	※一般災害対策編参照	51
第5節	災害義援金品の配分	※一般災害対策編参照	51
第6節	復興計画	※一般災害対策編参照	51

第1節 公共施設災害の復旧

＜第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第1節 公共施設災害の復旧＞参照

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

＜第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成＞参照

第3節 被災者への融資、支給

＜第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第3節 被災者への融資、支給＞参照

第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

＜第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第4節 被災者の生活確保のための緊急措置＞参照

第5節 災害義援金及び義援物資の配分

＜第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第5節 災害義援金及び義援物資の配分＞参照

第6節 復興計画

＜第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第6節 復興計画＞参照

第5章 複合災害対策

第5章 複合災害対策

節	細節	ページ
第1節 基本方針	※一般災害対策編参照	53
第2節 災害予防対策	※一般災害対策編参照	53
第3節 災害応急対策	※一般災害対策編参照	53
第4節 災害復旧対策	※一般災害対策編参照	53

第1節 基本方針

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第1節 基本方針>参照

第2節 災害予防対策

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第2節 災害予防対策>参照

第3節 災害応急対策

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第3節 災害応急対策>参照

第4節 災害復旧対策

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第4節 災害復旧対策>参照

